

目次

1. 入札手続きの公正性	P 1
2. 落札価格の公正性	P 2
3. かんぼの宿の一物四価	P 3
4. 每期連続減損	P 5
5. 減損会計	P 7
6. 減損の兆候	P 8
7. 会計ビッグバンの爪痕	P 10
8. 会計監査人の出戻り	P 13

1. 入札手続きの公正性

毎度お騒がせの鳩山大臣が、「かんぼの宿」のオリックス一括売却をぶっ飛ばしてくれたものだから、減損会計が俄然注目されることとなった。折しも世間は100年ぶりといわれる世界大不況の真只中で、その原因の一つとして時価会計に対する批判が湧き起こっている。時価会計がこれだけの大不況を引き起こしたのならば、これだけおかしい一括売却を可能とした減損会計も何かおかしいのではないかというのである。この間のマスコミを巻き込んだ大騒動は次のようなものである。

日本郵政は、郵政民営化関連法で義務付けられている「かんぼの宿」の競争入札を行い、2008年12月26日に、「かんぼの宿」79施設をオリックス不動産に109億円で一括譲渡すると発表した。*(注1)* これに対して鳩山大臣は、オリックスの宮内義彦会長が民営化議論を主導した政府の総合規制改革会議の議長を務めていたことから、

「国民が出来レースと受取る可能性がある。」

「一番大事なのは李下に冠を正さないことだ。なぜ安売りをするのか。おかしいものはおかしいと言っているだけだ。」

などと、猛烈に噛み付いたのである。郵政の資産譲渡に職務権限を有する鳩山大臣にこれだけ反対されたのではたまらない。2009年2月16日、日本郵政は「かんぼの宿」のオリックス一括売却を白紙撤回した。

本件「かんぼの宿」のオリックス一括売却白紙撤回には、入札手続きの公正性と落札価格の公正性の二つの問題が混在している。そこで、まず、入札手続きの公正性問題について検討すると、ここでの問題点は、本件「かんぼの宿」の2008年4月の入札告知段階では27社が参加を表明していたものの、2ヵ月後の第一次入札における入札企業は22社

となり、さらに最終入札では3社に激減、その最終入札後の入札辞退や入札条件の途中変更などが行われ、オリックスだけが109億円の譲渡金額の提示に至り契約したというプロセスの不透明性にある。

鳩山大臣の抗議を受けて、日本郵政の西川善文社長は、

「(本件競争入札は、) 一般競争入札ではなかった。」

として、当初説明の修正に追い込まれている。ただし新聞各紙は、

「日本郵政の公開資料を見る限り、意図的な落札を導いたと断ずるに足る証拠はない。」(東京新聞2月21日朝刊社説)

などとして、概ね日本郵政・オリックス側に好意的な見方をしている。

本件一括売却は結局白紙撤回されたため、入札手続きの公正性問題はそのまま沙汰闇になるのであろうが、今回の新聞の好意的見解は少しおかしい。そもそも「意図的な落札を導いたと断ずるに足る証拠」があるのであれば、本件は刑事事件になっていたのであり、また、仮にそのような証拠があったとすれば、それを日本郵政がこの段階でわざわざ公開資料として公表することなどありえないではないか？

2. 落札価格の公正性

落札価格の公正性問題はさらにややこしい。ここではオリックスによる108億円という落札価格の公正性が問題とされるのであるが、この「かんぼの宿」79施設の当初建設コストは2千4百億円もしたという。ところで本件施設の会計上の帳簿価格は123億円で、さらに2008年の固定資産税評価額は856億円であったことが判明している。すなわち、本件「かんぼの宿」79施設について議論される価格を整理してみると、

- ・ 取得原価が2400億円
- ・ 固定資産税評価額が856億円
- ・ 帳簿価格が123億円
- ・ 入札価格が108億円

の一物四価となっている。

そこでマスコミ論調は、取得原価が2千4百億円もした豪華な「かんぼの宿」が、たったの108億円で叩き売られようとしたのはおかしいと騒いでいる。「かんぼの宿」は現段階においては国民資産であり、その建設も国民負担で行われたものである。本件一括売却が行われていれば、取得原価と売却価格の差である売却損2292億円(2400億円-108億円)もまた国民負担となっていたはずなのであり、国民がその損失額の巨大さに今更ながら驚きあきれるとするのは至極もったもなことであろう。この国民感情を会計理論

的に整理すると、ここでは取得原価の2400億円こそ公正と考えられているのであり、だから入札価格の108億円は不正という理屈になってしまうのである。

ところが、反対に、入札価格の108億円を公正と考えると、取得原価の2400億円こそ不正となるのであり、ここではまるで逆の議論をすることもできる。この場合の2400億円は、日本郵政が国営時代に採算を度外視して建設した不良資産であり、だからこそ郵政を民営化したのであるから、現在の採算に基づいて入札された時価としての108億円こそ公正ということになる。

もとより不動産の価格は一物多価が常態的に成立しているものであり、その中の一つの価格が絶対的な公正性を主張できるといったものではない。一物多価のそれぞれの価格は、それぞれに異なった意味を持っているのであるから、ここでの議論を進めるためには、本件「かんぼの宿」で成立した四価の会計的意味をそれぞれ個別に検討していく以外に方法はない。

3. 「かんぼの宿」の一物四価

ところで、固定資産税評価額は一般に公示価格の7割を目途に設定されており、その公示価格は実勢価格の8割程度となっている。ここで「かんぼの宿」の2008年の固定資産税評価額が856億円なのであるから、その公示価格相当額は1222億円（856億円÷0.7）と想定され、さらに実勢価格は1528億円（1222億円÷0.8）程度と計算される。2008年の「かんぼの宿」の税務上の公示価格は1222億円だったのであり、その実勢価格はなんと1528億円もしたのである。実勢価格1528億円に対して入札価格の108億円はなんととっても安すぎる。

そうするとオリックスによる入札価格の108億円は、一体どこから出てきたのかということになるのであるが、この数字が「かんぼの宿」の将来収益還元方式により算出されたことはほぼ間違いがない。将来収益還元方式とは、「かんぼの宿」を運営して得られる将来のキャッシュフロー収入を現在価値に割引いて計算される一種の金融工学的時価である。近時の時価会計批判において、将来のキャッシュフロー収入の現在価値割引方式は、仮定値の推定誤差範囲が大きすぎ、相当程度において恣意的な評価が可能なものであることが証明されている。すなわち、オリックスは入札業者として当然に「かんぼの宿」の実勢価格が1528億円であることを知りながら、入札価格が100億円程度となるように現在価値割引計算を行った可能性が高い。その割引計算の対象となる予想キャッシュフローの推定は日本郵政以外には行い得ないものなのだから、その基礎資料は日本郵政が必ず（入札参加業者としての）オリックスに提供しているはずである。

それではなぜオリックスが100億円強という入札価格を思いついたのかというと、日本郵政の帳簿価格が123億円だったからに決まっている。帳簿価格が123億円である以上、この近辺の入札価格であれば日本郵政として表面上多額の売却損益が出ることはない。しかも2008年の不動産市況は下落傾向にあったのであるから、落札価格が123億円を多少下回ったとしても官僚的責任問題にはならない。落札価格は123億円を下回る100億円以上のできるだけ高い価格に決まっている。オリックスはこの間の事情を知っていたか、あるいは、完全に読み切っていたであろう。

従って、日本郵政の帳簿価格123億円こそ今回の常軌を逸した落札価格の張本人ということになるが、一体なぜ、日本郵政は、取得原価が2400億円で実勢価格が1528億円もする「かんぼの宿」の帳簿価格を123億円にまで引き下げてしまったのであろうか？

減損会計である。マスコミ報道によれば、日本郵政は民営化直前の日本郵政公社時代に「かんぼの宿」に減損会計を適用して評価額を123億円に落としたと言う。この人達は郵政民営化の直前に、

「民営化後は企業会計原則に基づき減損会計が適用されるから…」

などと訳の分からないことを言っただけで、ドサクサ紛れに巨額減損をやってくれたのである。

びっくりするかもしれないが、民間の企業会計原則では、「かんぼの宿」に減損会計など適用にならない。日本郵政ならびにその会計監査人は「固定資産の減損に係る会計基準」（平成14年8月9日企業会計審議会）をよく読まなくてはならない。現行の減損会計は

- (1) 減損の兆候が生じている可能性を示す事象がある場合（減損の兆候）に、
- (2) 減損の存在が相当程度に確実な場合に減損損失を認識（減損の認識）し、
- (3) 減損損失を認識すべきであると判断された資産又は資産グループについては、帳簿価額を回収可能額にまで減額し、当該減少額を減損損失（減損損失）として当期の損失とする、

という三段階構成により適用される。

ここで減損の兆候は、「内部管理目的の損益報告や事業の再編等に関する経営計画などの企業内部の情報及び経営環境や資産の市場価格などの企業外部の要因に関する情報に基づき」識別される。実勢価格が1528億円もある以上、「かんぼの宿」には減損の兆候など全く生じていないではないか？（注2）減損の兆候がない以上、訳の分からない将来キャッシュフローの現在価値などを計算して減損損失を認識する必要もなければ、もとより減損損失など計上してはならなかったのである。

「かんぽの宿」はもともと国民への利益還元を目的としており、営利を目的とせず建設されている。だからその施設を目的どおり現行の経営体制のまま運営すれば赤字になるに決まっているのであり、その施設の将来キャッシュフローの現在価値などろくな評価になるわけがない。会計理論上、非営利で設計された施設の時価は再調達価額（同じ条件で建設する場合にかかるコスト）で評価すべきなのである。本稿で減損の兆候の判断に用いた公示価格や実勢価額は、本件施設を民間営利企業が購入する際の時価であり、その時価は当然に本件施設を民間企業が営利体制で運営する場合の将来キャッシュフローを前提として形成されている。本件では実勢価額が1528億円もあるのであるから、再調達価額はそれ以上、おそらく取得原価相当額となっている可能性が高い。

こんなことをやっているから、本件の「かんぽの宿」とは別途、旧日本郵政公社が平成19年3月に一括売却した不動産計178物件中の68%がその後転売され、落札業者が転売暴利を得ていた事例が次々と出てきてしまうのである。国民資産の搾取による構造的な不当利益流出であり、その根源は、日本郵政の減損会計の不正適用に起因する。監査法人もその責任を免れないであろう。

4. 毎期連続減損

民間の企業会計原則では適用にならない減損会計が、なぜ民営化以前の日本郵政公社で適用になったのかと不思議に思い、衆議院予算委員会に提出された資料を取り寄せてみたところ、この不可解な減損は平成16年3月期末から平成19年9月30日の民営化直前まで、4事業年度1半期にかけて次のように連続的に行われていることが判明し、ぶったまげた。

(億円)

事業年度	土地			建物			合計
	簿価	減損	正味	簿価	減損	正味	
取得原価	295	0	295	2,107	0	2,107	2,402
H15年4月	366	0	366	1,361	0	1,361	1,727
H16年3月	366	0	366	1,361	-106	1,255	1,621
H17年3月	366	0	366	1,255	-86	1,169	1,535
H18年3月	366	-160	206	1,169	-703	466	672
H19年3月	206	-59	147	466	-286	180	327
H19年9月	147	-71	76	180	-126	54	130
		-290			-1,307		

「かんぼの宿」は、平成15年3月以前の公社化前において、会計上、土地の取得原価が295億円、建物建設原価が2107億円、合計2402億円で固定資産に計上されていた。この固定資産は、平成15年4月の日本郵政公社の発足時に国営財産から公社に引き継がれ、引継簿価が土地366億円、建物1361億円、合計1727億円となっている。ここで土地簿価が当初の295億円から366億円まで71億円増加しているのであるから、日本郵政は「かんぼの宿」の原始取得後に隣接土地等の買い増しをしたはずである。

建物簿価が2107億円から1361億円に746億円減少しているのは、原始取得後の減価償却と考えられる。すなわち、マスコミは「かんぼの宿」の原始取得原価である2402億円との比較において入札価格の108億円を問題としているが、「かんぼの宿」も当初建設後相応の時間的経過を経て物理的及び機能的劣化をしているのであるから、その間の相応の減価償却を考慮した償却後簿価を問題とすべきなのである。したがって、減価償却後簿価1727億円こそここでの比較の対象とすべき帳簿価額という理屈になる。

そうすると、前項で検討した減損の兆候は、減価償却後簿価1727億円に対して実勢価格1528億円という価格比較において判断されることになるのであり、さらにここでの減価償却後簿価1727億円が平成15年4月1日時点の簿価であり、当然にその後4年半の減価償却がさらに減算されるべきものであることを斟酌すると、今回の入札の前提となる平成19年9月末時点の減価償却後適正簿価は1570億円となる。(注3) すなわち本件入札段階における「かんぼの宿」は、簿価が1570億円に対して実勢価格は1528億円となり、なんと実勢価格と帳簿価格はほぼ同額だったのである。まともな会計を行う限り、このような状況の中で減損の兆候を認識する事などありえない。日本郵政の減損は、会計理論を全く無視して、何事かただ事ならざる政治的圧力により無理やり行われたと考える以外に解釈の余地がない。

ただ事ならざる理由により認識された「かんぼの宿」の減損の会計処理は、さらにただ事ではない。まず土地部分については、平成18年3月期に160億円、平成19年3月期に59億円、そして平成19年9月に71億円と、2事業年度1半期連続で合計290億円の減損が行われている。さらに建物部分は、平成16年3月期に106億円、平成17年3月期に86億円、平成18年3月期に703億円、平成19年3月期に286億円、そして平成19年9月に126億円と、こちらは4事業年度1半期連続で合計1307億円の減損が行われているのである。総合計1597億円の5期連続減損ということになるが、そもそも每期継続的に行なわれる減損などというものは、企業会計原則上の減損の定義に該当しない。

少なからぬ人が誤解しているが、企業会計原則上の減損とは原価会計（取得原価主義会計）

における取得原価の滅失のことをいうのであり、何もそれは固定資産に時価会計を適用した評価損をいうわけではない。そもそも日本の企業会計原則は、取得原価主義（原価会計）を原則としているのであり、その中で金融商品についてだけは例外的に時価会計を導入しているに過ぎない。この理屈は単に日本の企業会計原則だけでなく、米国会計基準においても同様なのであり、もちろん国際会計基準においても変わらない。固定資産は当然に取得原価で評価測定されるのであり、固定資産に時価会計を適用して評価損益を認識すべきとする会計基準など全世界に存在しない。人類の歴史上も過去存在したことがない。

取得原価主義会計における減損とは、取得原価で一旦確定した簿価の滅失現象をいう。会計上の簿価滅失の原因には、本来、物理的滅損と機能的滅失しかありえない。ここで物理的滅損とは、例えば工場設備が災害等により消失してしまった場合をいうのであり、ここでは工場設備の取得原価そのものがなくなってしまうのであるから、当然に減損を行って簿価切り下げを行わなくてはならない。また、機能的滅損とは、例えば機械設備が修理不能な状態にまで壊れてしまった場合をいうのであり、その場合の機械設備は無価値の鉄の塊に化してしまったのであるから、これまた当然に減損を行って簿価切り下げを行なう。減損とはこのような簿価の滅失現象を想定しているのであり、したがって、減損などそう滅多なことでは発生するはずがない。

それほど原価会計における取得原価は重い。原価会計における取得原価の修正は、これまた本来的には、流動資産に適用される低下法と固定資産に適用される減価償却に限定されているのであり、だから、減損は企業会計原則において、（每期連続的に減損があっても）必ず特別損失として計上される。特別損失が臨時的・例外的損失を意味するからである。ここで減損とは取得原価簿価の否定なのであるから、減損はそれ自体が臨時的・例外的な会計現象として想定されているのである。

5. 減損会計

減損が資産の物理的滅損と機能的滅損を認識するための会計処理であることを論述したが、したがって、資産の減損と資産の評価損はその会計処理の方法が決定的に違う。減損の場合には、資産簿価そのものがなくなるのに対して、評価損の場合には、簿価はまだ生きている。だから、評価損には引当金処理という会計処理が可能なのに対して、減損の場合は（減損引当金という概念そのものがありえず）簿価を直接減額する以外に方法がないのである。

さて、そこで資産の時価が下落した場合の減損である。時価の下落は、資産の物理的滅損にも当たらなければ機能的滅損にも関係がないのであるから、本来、減損とは無関係であ

る。それでは時価が著しく下落した場合はどうであろうか？時価が著しく下落しても、そのことだけでは、やはり物理的減損あるいは機能的減損には該当しないのであるから、減損は認識されない。減損とは、固定資産の時価が著しく下落して、かつ、回復することが認められないような異常現象が発生した場合に、初めて認識の対象となりうる。

時価が著しく下落するだけでなく、その資産価格が簿価まで回復することがないというのであるから、ここでの時価の下落は、(取得原価の外部環境に過ぎない)単なる市況の変動を意味するのではなく、資産の物理的減損や機能的減損と同様の簿価減失現象を意味する。減損とは、取得原価主義会計において簿価を否定すべき決定的な時価下落が発生した場合に、物理的減損や機能的減損に準じてこれを損失処理するものである。すなわち会計上の減損は、時価の著しい下落という市況変動を対象としているのではなく、その市況変動が引き起こす簿価減失現象を対象としている。この点が減損と評価損の決定的な違いなのであるが、プロの公認会計士でさえかこの両者を混同している人が多く、まことに恥ずかしくも困ったことである。

減損とは、取得原価主義会計における簿価減失現象の会計処理なのであるから、企業会計原則の中に本源的に存在する会計概念である。ところが、物理的減損や機能的減損以外の簿価減失現象を原因とする減損は、「固定資産の時価が著しく下落して、かつ、回復することが認められない」などといったように、その実務上の適用が概念的で恣意的になりがちである。そこで出てきたのが減損会計である。

6. 減損の兆候

日本における減損会計は、「固定資産の減損に係る会計基準」として平成14年8月9日に企業会計審議会により制定され、平成17年3月決算期から適用されている。「固定資産の減損に係る会計基準」では、減損会計の導入の必要性として、(1)従来、固定資産の減損に関する処理基準が明確ではなかったこと(このため減損すべき固定資産が過大計上されているのではないかという疑念が示されていたこと)、(2)裁量的な固定資産の評価減が行われるおそれがあるという見方があったこと、(3)会計基準の国際的調和を図るべきとの意見があったこと、の三点を挙げている。

既に減損会計における減損が、(1)減損の兆候、(2)減損損失の認識、(3)減損損失の測定、という三段階のプロセスを経て計上されることを指摘した。減損会計が減損を計上するに際してわざわざ三段階もの手続きを個別に指定しているのは、

「減損の存在が相当程度に確実な場合に限って減損損失を認識することが適当」(「固定資産の減損に関する会計基準の設定に関する意見書」四、会計基準の要点と考え方)

だからである。すなわち、

「減損の兆候がなければ、仮に減損損失が認識できたとしても、減損損失は測定されない」というのが、減損会計における基本的な考え方なのである。

ここで減損会計における減損の兆候とは、(1) 営業活動から生じる損益又はキャッシュフローが継続してマイナスの場合、(2) 使用範囲又は方法について回収可能価額を著しく低下させる変化がある場合、(3) 経営環境の著しい悪化の場合、(4) 市場価格の著しい下落の場合、の四事象として減損会計基準に例示列挙されている。ここで、「(2) 使用範囲又は方法について回収可能価額を著しく低下させる変化がある場合」とは、例えば、固定資産が遊休化し相当期間後においても将来の用途が定められない場合や、設備の操業を停止しその後操業開始の目途が立っていない場合などが該当する。また、「(3) 経営環境の著しい悪化の場合」とは、市場環境・技術的環境・法的環境の著しい悪化などが当てはまる。さらに、「(4) 市場価格の著しい下落の場合」とは、「少なくとも市場価格が帳簿価額から50%程度以上下落した場合」が該当するとされている。

さてそこで「かんぼの宿」の減損である。平成16年3月期から平成19年9月末の4年半の期間において、「かんぼの宿」が、減損の兆候とみなされるべき「(2) 使用範囲又は方法について回収可能価額を著しく低下させる変化がある場合」、及び、「(3) 経営環境の著しい悪化の場合」ではなかった事は異論がない。また、「かんぼの宿」の市場価格が、「少なくとも市場価格が帳簿価額から50%程度以上下落した場合」ではなかった事は既に論証した。そこでこの人達は、「かんぼの宿」が「(1) 営業活動から生じる損益又はキャッシュフローが継続してマイナスの場合」に該当するなどとして、減損を計上してくれたのである。

普通の営利事業体において固定資産が使われる場合、その固定資産を使った「営業活動から生じる損益又はキャッシュフローが継続してマイナス」となることなど、そうそうあるものではない。その固定資産を使い続けることにより継続して赤字の垂れ流しとなるのであれば、営利を目的とする企業経営など成り立たないのであり、仮にそのような現象が起きるとすれば、企業はそんな固定資産は売り払い、さっさと他の儲かる資産に経営資源を集中するに決まっている。またそんな赤字を垂れ流す固定資産を売り払ったとしても、その売却価格はろくなものになるはずがない。

ここでよくよく考えてみれば、「営業活動から生じる損益又はキャッシュフローが継続してマイナス」となるのであれば、その将来収益還元方式による推定時価はゼロ円となるはずであり、結局、「(1) 営業活動から生じる損益又はキャッシュフローが継続してマイナスの場合」には、理論上、「(4) 市場価格の著しい下落の場合」と同じ経済現象が起きてい

なければおかしい。だからこそ減損会計は、「(1) 営業活動から生じる損益又はキャッシュフローが継続してマイナスの場合」において、固定資産簿価の滅失現象を認定するのであり、それは市場価格の存在しない固定資産に「(4) 市場価格の著しい下落の場合」で認定するのと同様の簿価滅失を認識するに過ぎないのである。

減損会計における「(1) 営業活動から生じる損益又はキャッシュフローが継続してマイナスの場合」と「(4) 市場価格の著しい下落の場合」は、同じ会計現象を前提としていることを論証したが、ここでその固定資産が非営利で運営されている場合には特段の会計的吟味が求められる。固定資産が非営利で運営されている場合には、そこでの営業活動から生じる損益又はキャッシュフローは継続してマイナスになるに決まっているのであるから、将来収益還元方式による推定時価はただ同然となる。これに対して市場価格が著しい下落をしているという推定は成立しないのである。減損会計は、このような事象を想定して次の規定を「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」に盛り込んでいる。日本郵政と会計監査人はこの規定をよく読まなくてはならない。

「事業の立ち上げ時など予め合理的な事業計画が策定されており、当該計画にて当初より継続してマイナスとなることが予定されている場合、実際のマイナスの額が当該計画にて予定されていたマイナスの額よりも著しく下方に乖離していないときには、減損の兆候には該当しない。」（「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」第12項及び第81項）

日本郵政公社は平成19年10月の郵政民営化を想定して事業計画を立てており、その事業計画は国会の審議に付されている。そして、その事業計画は、「かんぼの宿」が旧簡易保険法によって非営利で運営されなければならないことを当然の前提として策定されている。「かんぼの宿」は「事業の立ち上げ時など予め合理的な事業計画が策定されて」いたのであり、本件で問題となる平成16年3月期から平成19年9月末までの4年半においても、「当該計画にて当初より継続してマイナスとなることが予定」されていて、現に、「実際のマイナスの額が当該計画にて予定されていたマイナスの額よりも著しく下方に乖離」などしていなかったではないか？減損会計は、このような場合は「減損の兆候には該当しない。」旨を明記している。減損の兆候が認定できなければ固定資産の減損を計上する事はできない。

7. 会計ビッグバンの爪痕

日本郵政は民営化直前の平成16年3月期から平成19年9月半期の4事業年度1四半期において、企業会計原則上認められない総額1597億円もの連続減損を行った。この連続減損は、減損の兆候が認められないにも関わらず強行されたのであり、減損会計に違反

している。民間企業で「減損の兆候なき減損」が計上されれば、それは企業会計原則違反なのであり、その不正減損を意図的に行ったのであれば、これを粉飾決算という。

もとより、国営時代の日本郵政には民間の企業会計原則は適用にならず、平成15年4月1日の日本郵政公社化により、初めて日本郵政に企業会計原則が適用になった。それ以前の日本郵政の決算は公会計により行われていたものであり、公会計には企業会計原則上の減損という概念自体が存在しない。ならば、日本郵政の内部の人が、「減損の兆候なき減損」など考え付くわけがない。本件1597億円の不正減損は、日本郵政内部から自発的に計上されたものではないであろう。また、本件不正減損は減損会計を無視しきったものなのであるから、まさか企業会計原則の専門家である監査法人がこの減損を主導したとも考えにくい。

誰か日本郵政の外部の人が、「かんぼの宿」の減損を強烈に主張したのではないか？そしてその人は、その言動あるいは示唆が1597億円もの巨額不正減損を日本郵政に計上させるほどの強力な政治力を持っていたのであろう。日本国のためにまことに不幸なことに、恐ろしく政治的影響力のあるその人は、企業会計原則と減損会計についての基礎理解を決定的に欠いている。

想起すれば、1998年から2002年にかけて、日本の会計制度を国際的な会計基準に近づけるためとする大幅な会計基準の変更が行われた時代があり、当時この大改革を会計ビッグバンなどと言っていた。会計ビッグバンによりこの時代に導入された主要な会計基準は次の通りである。

- ・ 退職給付会計（「退職給付に係る会計基準」平成10年6月16日企業会計審議会）
- ・ 税効果会計（「税効果に係る会計基準」平成10年10月30日企業会計審議会）
- ・ 金融商品会計（「金融商品会計基準」平成11年1月22日企業会計審議会）
- ・ 減損会計「固定資産の減損に係る会計基準」平成14年8月9日企業会計審議会

日本公認会計士協会は否定するが、会計ビッグバンは、それ以前の日本の産業構造を、会計制度面から欧米型へと変更する歴史的機能を持っていたと総括すべきであろう。

平成10年（1998年）から平成14年（2002年）までの5年間の会計ビッグバンの意義は、その前半に導入された退職給付会計並びに税効果会計と、後半に導入された金融商品会計並びに減損会計に区別して考える必要がある。

ここで退職給付会計の導入時の制度会計上の状況を振り返ってみれば、退職給付会計導入以前の日本の退職金会計は、税法の損金参入限度額に拘束され、要支給額の40%までしか引当計上が行なわれていなかった。すなわち退職金債務の60%という巨額債務が合法

的な簿外債務となっていたのである。退職給付会計は、これを会計理論上当然の満額引当に修正することにより、制度会計上の簿外債務を根絶する機能があった。(注4)

税効果会計も制度会計上の矛盾点を解消する機能をもっていた。当時の日本経済における制度会計上の課題は、前項の簿外退職金債務問題と銀行の不良債権問題にあった。ところが、会計理論上当然の退職金債務の満額引当を行なったり、不良債権に対する当然の貸倒引当金を計上しようとしても、そこで計上された引当損は税務上損金として扱われない。企業が会計理論上当然の会計処理をしようとしても、有税引当（税金を支払って引当損失を計上すること）をせざるを得なかったのである。簿外退職金債務や不良債権に対する引当金を計上すれば、それに対して税金の支払義務まで発生するというのであるから、この時代の税法は適正な企業会計の運用に大いなる障害となっていたのである。

会計理論上、このような場合には、納税負担の伴う引当金のうち将来の期間において回収される部分は前払税金として資産計上することができるのであり、それが当時国際的に広く導入されていた税効果会計に他ならない。税効果会計があれば、企業は税法の規定に拘束されることなく、企業会計の原則に基づく会計処理を行なうことができる。税効果会計は、税務会計と企業会計を分離させ、適正な企業会計の発展に大いに寄与するところとなったのである。

このように、会計ビッグバン前半の退職給付会計と税効果会計は、仮に国際的な圧力がなくとも、日本の制度会計自身の問題として当然に導入する必然性があったが、会計ビッグバン後半の金融商品会計並びに減損会計には、国際的な圧力以外に日本には導入の必然性が存在しない。

金融商品会計は、金融商品に対する全面的な時価会計の導入を目的とするものである。それ以前の制度会計は、金融商品を含む全資産を取得原価主義で評価測定しており、しかもそのことによる制度会計上の弊害は何ら存在しなかった。それどころか、金融商品会計は、金融商品の評価益としての未実現利益の計上を容認することから、取得原価主義会計を原則とする制度会計上の基本原理に反しており、きわめて強い反対論があったのである。リーマンショックの結果引き起こされた大不況の原因が時価会計にあるという批判が全世界的に沸き起こっているが、そんな事は金融商品会計の導入時から分かりきっていたではないか？

金融商品会計が国内導入されたのは、米国が強くそれを求めたからであり、また米国の意向に沿うことを国益とする政権がこの時代の日本を支配していたからであろう。時価会計が英米金融資本の強い国際政治力学の元に国内導入された事は異論のない歴史的事実なの

であり、これ以降全世界の制度会計は時価会計が席捲するところとなってしまった。

減損会計についても事情は似たり寄ったりである。既に論述したように、取得原価主義会計は本源的に減損を内在していたのであり、何も減損会計を導入しなければ減損ができなかったわけではない。もとより、減損会計は、資産に対する恣意的な過大減損を行うことにより業績のV字回復を図る逆粉飾を防止するために、米国において導入されたという歴史的経緯がある。(注5) もともと減損会計は企業会計原則上の減損の厳格化基準なのである。したがって、短期の業績回復を演出する経営手法が評価される企業文化を持たない日本では、減損会計の導入の理由が存在しない。

理由も無いのに減損会計が国内導入されたのは、これまた米国が強くそれを求めたからである。このとき既に自国において減損会計を導入していた米国は、日本の銀行の不良債権処理が不透明などとして、減損会計導入による担保資産の減損を強く求めたのである。おかげで日本企業の所有する不動産は過度の減損を余儀なくされ、その結果銀行の不良債権は十派一絡げになってバルクセールの対象となった。ここで銀行の不良債権を買い取ったのが英米のハゲタカファンドであり、彼らは買い叩いた担保不動産をその後の正常価格で売り抜けることにより、濡れ手に粟の膨大な利益を計上し、結局その利益を本国に持ち帰った。減損会計の結果、日本の国富が海外流出してしまったことになる。

8. 会計監査人の出戻り

さて郵政民営化の議論を受けて日本郵政公社が発足したのは平成15年4月1日である。このとき既に減損会計は制定されており、その導入は平成17年3月期からとされていたが、平成16年3月期からの早期適用も認められた。金融商品会計は既に導入後3年の期間を経過しており、世はまさに時価会計全盛期を迎えている。そんな時代背景の中で、日本郵政公社が「かんぼの宿」の減損を持ち出した。

会計監査人は、

「いくらなんでも減損の兆候なき減損など認められない」

旨を主張したのであろうが、日本郵政は、

「でも先生、これは保守的な会計処理ですから…。」

などと言い張って、そのとき既に減損額を示す不動産鑑定書まで取っていたのではないか？(注6) ひょっとすると、

「先生、官邸も減損の意向ですよ。」

くらいの事は言ったかもしれない。会計監査人はひとたまりもなかったのではないか？

念のために言うておくが、本件「かんぽの宿」の「減損の兆候なき減損」は保守的会計処理には該当しない。保守的会計処理とは、企業会計原則が複数の会計処理の選択を認めている場合、あるいは会計処理の金額に推定値による選択の幅がある場合に、その選択可能な会計処理の中でより損失額が大きくなる会計処理のことをいう。本件「かんぽの宿」には減損の兆候が一切認められないのであるから減損はできないのであり、それ以外の会計処理の選択適用の余地などないではないか。(注7)

日本郵政公社の会計監査人の任命をめぐることは、当時の4大監査法人間で激しいクライアント獲得競争が行われた。当時の監査業界では、日本郵政公社が日本に最後に残された巨大監査マーケットと言われていたのである。こんな中で日本郵政が「減損の兆候なき減損」を言い出したとしても、会計監査人が、それを企業会計原則違反として拒否することなどできなかったであろう。しかも時代は時価会計全盛期であり、本件「減損の兆候なき減損」は政権絶対権力の支持さえ受けている。であれば、その会計監査人は、金と権力の前に企業会計原則を売ったのであり、その監査意見は信頼できない。

日本郵政公社発足初年度の平成16年3月期の会計監査人はあずさ監査法人である。あずさ監査法人は日本郵政の会計監査を1期だけやり、翌平成17年3月期と平成18年3月期は中央青山監査法人が会計監査人となっている。そして平成19年3月期になると、またまたあずさ監査法人が出戻って、この期以降現在まであずさ監査法人が会計監査人の地位に留まっている。

平成17年3月期及び平成18年3月期といえば、日興コーディアルの粉飾決算が行われた会計年度であり、この時の中央青山監査法人の理事長は奥山章雄公認会計士である。奥山理事長自身、日興コーディアルの平成18年3月期の粉飾財務諸表に対する適正意見の監査報告書に署名押印している。奥山理事長は平成13年から平成17年まで日本公認会計士協会の会長職にもあり、平成17年から平成18年にかけて内閣府参与として郵政民営化有識者会議の主要メンバーでもあった。日本郵政は平成17年3月期に、会計監査人をあずさ監査法人から中央青山監査法人に変更している。中央青山監査法人はカネボウや日興コーディアルの粉飾決算がばれて解散に追い込まれるのであるが、その解散宣言が出されたのが平成19年2月のことであった。そして平成19年3月期にあずさ監査法人が出戻った。一体この人達は日本郵政の会計監査をめぐる何をしているのか？

ところで公社化以降の日本郵政には企業会計原則が適用されることが日本郵政公社法で義務付けられているものの、日本郵政は上場会社ではないため、その監査報酬の開示義務はない。一体この人たちはいくらの監査報酬をもらってこんなドタバタ騒ぎをやっていたのか？マスコミならびに国会は、日本郵政の監査人選任及び変更問題と監査報酬問題を追及

せよ。

2009年4月1日 公認会計士 細野祐二

- (注1) 日本郵政は、本件「かんぼの宿」のオリックスへの譲渡に際して、10億円の関連負債も引き継がれる予定であった旨を主張しているようである。この場合には、「かんぼの宿」の不動産としての譲渡価格は、正味譲渡代金108億円に、引継負債額10億円を加算した118億円と考えればよい。
- (注2) 本稿の草稿段階で、ある公認会計士から固定資産税評価額から逆算して求めた実勢価格には理論的説得力が乏しい旨の指摘を受けた。この人は固定資産税評価額の算定方法を誤解しているのである。固定資産税評価額は、公示価格から演算して算定されるのであり、公示価格は実勢価格から演算して算定される。すなわちまず実勢価格があって、それからの演算により固定資産税評価額が算定されるのであるから、計算上の数値というのであれば固定資産税評価額こそそうなのである。もともと実勢価格は逆算で求めた数値ではない。
- (注3) 平成15年4月1日時点の建物簿価1361億円を減価償却期間39年で割ると年間の減価償却費35億円を得る。平成15年4月1日から平成19年9月30日までの期間が4年半であるから、年間償却費35億円を4.5倍した157億円を1361億円から控除すると、平成19年9月30日時点の建物簿価1204億円を得る。これに減価償却のない土地簿価366億円を足すと1570億円となる。
- (注4) 退職給付会計で計上が義務付けられたのは、“将来支給される退職給付の予想額の現在価値のうち当期以前に受給権が発生していたもの”という金融工学的時価であるため、実際には、本文で論及した自己都合要支給額の100%以上の金額の引当が求められることとなった。したがって、退職給付会計の導入は、自己都合要支給額の60%部分が当然の制度改正部分で、残りの自己都合要支給額を越える部分は時価会計による原価会計への侵食部分と考えることができる。
- (注5) 田中弘著「不思議の国の会計学」(税務経理協会) P214以降に詳しい。
- (注6) 本文でも指摘したように、将来収益還元方式による鑑定は推定値の誤差が大きく、申請者の希望に迎合的な鑑定が、さしたる不都合なく十分に可能である。
- (注7) 最近、保守的経理といえば全てが許されるかのごとき悪しき会計風習が出来上がりつつあるようなので、一言苦言を呈しておく。保守的経理が良いことだと思われているのは、恐らく、それが損失計上を伴うものであることから、経営者に厳しい会計処理と考えられているからであろう。確かに保守的経理は損失計上を伴うが、それは複式簿記原理に基づき、資本減損も伴うのである。資本

減損は経営者が株主に対して負っている資本債務を軽減してくれるのであるから、経営者にとってこんなありがたい事はないのである。このことを株主の立場から逆に考えてみれば、経営者が保守的経理を盾にして資本減損などやってもらっては、自分の出資額が安易に減額され、まことに困るのである。だから経営者は、株主に文句を言われたい資本減損は大歓迎なのである。減損会計を悪用した業績の短期V字回復はその一例である。だから企業会計原則は過度の保守主義を否定しており、保守的経理は、企業会計原則の認める本文記載のものに限定されるのである。